

<p>○ 災害救助法による救助の実施 【告 示】</p>	<p>目 次</p>	<p>岡 山 県 公 報</p>
<p>保健福祉課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目 次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

◎岡山県告示第三百九十七号

平成三十年台風第七号及び前線等に伴う大雨による災害により発生した平成三十年七月五日からの災害に関し、同日から岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西栗倉村及び加賀郡吉備中央町の区域に災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

平成三十年七月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太